平成２９年（フ）第１２０号
茨城県結城郡八千代町大字水口417番地３
債務者　馬場　　満
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２１号
茨城県結城郡八千代町大字水口417番地３
債務者　馬場由香里
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２３号
茨城県古河市水海2506番地１　スカイホームＤ
債務者　ロペス　アフラニオこと　ロペス　エスペジョ　アフラニオ
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２４号
茨城県坂東市辺田1526番地26　エルディム石川Ｂ202
債務者　杉山美智代
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２７号
茨城県古河市関戸1732番地５　マイルストーンⅠ202号
債務者　高橋　宏之
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２８号
茨城県結城市大字結城5925番地５
債務者　田中　耕司
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２９号
茨城県結城市大字結城5925番地５
債務者　田中　みち
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１３５号
茨城県古河市諸川1329番地１
債務者　森　なみ子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第６５号
富山県南砺市遊部755番地、前住所兵庫県尼崎市北城内88番地の４　城内マンション２106
債務者　吉田　政俊
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１５３号
石川県白山市源兵島町72番地
債務者　大野　信助
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５７号
山梨県甲府市酒折町1338番地54　酒折コーポグリーン205、前住所山梨県笛吹市石和町川中島58番地　ハイツ杉原Ｃ102号
債務者　森川　将巳
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
山梨県甲州市勝沼町菱山4999番地１　グランステージ勝沼203号、前住所山梨県笛吹市八代町南310番地１　市営南森之上団地10
債務者　近野かおり（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８４０号
愛知県津島市永楽町２丁目４番地　グリーンチャイム101号
債務者　吉次　功一
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２９号
名古屋市中川区服部１丁目703番地　（北棟真ん中）、従前の住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4772番地の３　みきアパート204号
債務者　中林　伸子
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７０号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の１　アーバンラフレ志賀８棟504号
債務者　檜垣　達也
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００２号
名古屋市名東区香流２丁目1112番地　ハイツ団102号
債務者　加藤　直生
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５号
三重県四日市市笹川８丁目45番地１　笹川団地10―114、前住所三重県四日市市海山道町２丁目53番地１
債務者　村瀬　宜弘
1　決定年月日時　平成29年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係